○国立大学法人滋賀大学経済学部附属リスク研究セ ンター客員研究員受入要項

平成 25 年 7 月 18 日 制定

(趣旨)

第1 国立大学法人滋賀大学経済学部附属リスク研究センター規程(平成16年4月1日制定。以下「規程」という。)第 7 条の規定に基づき、滋賀大学経済学部附属リスク研究セン タ ー客員研究員(以下「客員研究員」という。)の受入れについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 客員研究員は、国立大学法人滋賀大学(以下「本学」という。)の教職員以外の者で国立大学法人滋賀大学経済学部附属リスク研究センター(以下、「センター」という。) の業務に関し協力と助言を行うものとする。

(推薦)

第 3 客員研究員は、規程第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定の職員(以下、「センター職員」という。)の推薦によらなければならない。 2 センター職員が客員研究員を推薦する場合、別に定める 推薦書、履歴書を国立大学法人滋賀大学経済学部附属リス ク研究センター長(以下「センター長」という。)に提出しなければならない。

(委嘱)

第 4 客員研究員は、滋賀大学経済学部附属リスク研究セン ター運営委員会(以下、「運営委員会」という。)の議を経て、センター長が委嘱する。

(任期)

第 5 客員研究員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。

(施設等の使用)

第 6 客員研究員は、本学の教育研究に支障がない範囲において、学内の施設等を利用することができるものとする。

(給与等)

第 7 客員研究員に、給与など報酬の支給は行わない。

(規則等の遵守)

第 8 客員研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(委嘱の解除) 第 9 センター長は、客員研究員が本学の規則等に違反した 場合又はセンターの運営に支障がある場合には、運営委員 会の議を経て、委嘱を解除することができる。 (雑則) 第 10 この要項に定めるもののほか、客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

附則 1 この要項は、平成 25 年 7 月 18 日から実施する。